



問い合わせ 介護保険課 62-1124  
 税務課 62-1114

# 介護保険料が変わります！

介護保険料が平成18年度から変わります。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、相互の支え合いの中で、介護保険事業を円滑に推進するために、3年ごとに策定される介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等から算出されます。

**三豊市の基準額 = 44,400円(年額)です。**

介護保険料は、基準額をもとに、所得によって1～6段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象になる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階の方	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 × 0.5	22,200円
第2段階の方	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 + 年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	22,200円
第3段階の方	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	33,300円
第4段階の方	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	基準額	44,400円
第5段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	55,500円
第6段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	66,600円

税制改正により所得段階が上がった方に対しては、平成18年度から一定期間激変緩和措置を行います。

# 介護保険料 Q & A



Q 基準額はどのようにして算出するのですか？

A 概ね次のような算式で算出されます。



$$\frac{\text{三豊市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65才以上の方の負担割合 (19\%)}}{\text{三豊市の65歳以上の方の人数}} = \text{基準額 (年額)}$$

Q 合併したために保険料が変わったのですか？

A 決してそうではありません。保険料は、3年ごとに策定される「介護保険事業計画」に定める介護給付サービスの見込量から算出されます。本年度が介護保険事業計画の策定年度になったために改正したものです。

Q 合併がなくても、旧7町それぞれで変わっていたのですか？

A そのとおりです。介護給付サービスの見込量は、それぞれの町の見込量を合計したものですから答えは同じです。

Q 他市の状況はどのようになっていますか？

A この表のようになっています。

区分	基準額(年額)
坂出市	51,800円
東かがわ市	50,160円
さぬき市	48,000円
高松市	47,400円
<b>三豊市</b>	<b>44,400円</b>
丸亀市	43,200円
善通寺市	41,900円
観音寺市	39,000円



平成17年度の三豊市の平均保険料は35,508円

Q 保険料が三豊市より安い市がありますが、なぜですか？

A 保険料は、介護給付サービスの見込量や第1号被保険者の人数などで異なります。また、基金による財源調整も考えられます。市町村は、介護保険事業の財源を調整するために介護保険給付費準備基金を保有しています。三豊市も介護保険給付費準備基金を約2億5千万円保有しており、この基金を取り崩せば、保険料を少し下げることできますが、18年度には1カ月に約4億円、年間約48億円程度の保険給付費が必要となる見込みです。約2億5千万円の基金では、1カ月の保険給付費も満たしていません。このため、3年間財政の均衡を保ち、介護保険事業の健全運営を図るため、基金には手を付けずに保険料を改正しました。

Q 来年も今年と同じ保険料ですか？

A 保険料は、原則として平成18年度から平成20年度までの3年間は変わりません。ただし、各年度の所得などにより、保険料が変わる場合があります。